# 主 文

## 本件上告を棄却する。

### 理 由

弁護人西平守儀、同下地寛忠の上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認、量刑不 当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

# 昭和四九年四月九日

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	天	野	武	_
裁判官	関	根	小	郷
裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	江		清	雄
裁判官	高	辻	正	己